

○笠間市空家解体撤去補助金交付要綱

平成 24 年 12 月 18 日

告示第 1025 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、老朽危険空家の撤去を促進し、もって安全と安心の確保及び住環境の向上に資することを目的とし、管理不全状態空家等の解体撤去工事について、その経費の一部を予算の範囲内において補助することに関し、笠間市補助金等交付規則（平成 18 年笠間市規則第 32 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 29 告示 177・一部改正)

(定義)

第 2 条 この告示において、管理不全状態空家等とは、笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例（平成 29 年笠間市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する管理不全状態空家等をいう。

(平 29 告示 177・一部改正)

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内にある管理不全状態空家等で、主に居住の用に供していたもの及びその土地（以下「対象物件」という。）を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）及び条例に定めるところにより、助言若しくは指導若しくは勧告又は命令に従って措置を講じようとする者

(平 29 告示 177・一部改正)

(補助要件)

第 4 条 対象物件は、所有権以外の物権又は占有権限が設定されていないものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費として市長が認める額の 3

分の1以内の額とし、その限度額は、1件につき30万円とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。ただし、笠間市立地適正化計画に定める、居住誘導区域及び準居住誘導区域においては、居住用の住宅の解体の場合は補助対象額の2分の1以内の額で80万円を限度額とし、店舗等（大規模小売店舗は除く。）又は賃貸住宅の解体の場合は補助対象額の2分の1以内の額で200万円を限度とする（空家等撤去後空地は宅地等の居住又は都市機能を向上させる用に供すること。）。

（令4告示142・一部改正）

（事前調査）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助申請前に空家調査申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 位置図
- （2） 配置図
- （3） 現況写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申込があったときは、当該対象物件について立入調査を実施するものとする。

4 市長は、前項の調査結果に基づき、周辺の影響、危険性などを勘案したうえで、当該空家が補助に該当するか否かを判定し、当該補助対象者に対して空家調査結果報告書（様式第2号）により通知するものとする。

（平29告示177・一部改正）

（補助申請及び交付決定の通知）

第7条 前条第4項の規定による結果報告書により、該当となる旨の通知があった補助対象者で、補助金の交付を受けようとするものは、工事着手前に空家解体撤去補助金交付申請書（様式第3号）により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 登記事項証明書（土地及び建物）

(2) 補助対象工事見積書

(3) 前条第4項の規定により市長が通知した結果報告書の写し

(4) 市税に未納のない証明

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、申請書を提出した者（以下「補助申請者」という。）に対し、空家解体撤去補助金交付決定通知書（様式第4号）によりその結果を通知するものとする。

4 市長は 前項に規定する補助金の交付決定において、必要な条件を付することができるものとする。

（平29告示177・一部改正）

（補助対象工事の変更申請）

第8条 補助申請者は、補助対象工事の内容又は経費について変更しようとするときは、あらかじめ空家解体撤去補助金交付申請事項変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、変更届を提出した補助申請者に対し、変更承認通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（平29告示177・一部改正）

（補助対象事業の取り止めの承認申請）

第9条 補助申請者は、補助対象工事を取り止めようとするときは、あらかじめ補助対象工事取り止め届（様式第7号）により市長に届出しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定通知）

第10条 補助申請者は、補助対象工事の完了の日から30日を経過した日又は交付決定の日が属する会計年度の3月10日のいずれか早い日までに補助対象工事完了届（様式第8号）により市長に届出しなければならない。

2 市長は、前項の補助対象工事完了届を審査し、補助対象工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに対し条件に適合すると認めたときは、補助申請者に対し空家解体撤去補助金交付確定通知書（様式第9号）により、そ

の結果を通知するものとする。

(平 2 9 告 示 1 7 7 ・ 一 部 改 正)

(補助金の請求及び支払)

第 1 1 条 前条の通知書を受けた補助申請者は、速やかに空家解体撤去補助金交付請求書(様式第 1 0 号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく請求がなされたときは、その内容を審査し、請求額が適正であることを確認のうえ、補助申請者に補助金を支払うものとする。

(平 2 9 告 示 1 7 7 ・ 一 部 改 正)

(交付決定の取消しの通知)

第 1 2 条 補助金の交付を受けた補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消すものとする。

(1) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載等があったとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、空家解体撤去補助金交付決定取消通知書(様式第 1 1 号)により、補助申請者に対し通知するものとする。

(平 2 9 告 示 1 7 7 ・ 一 部 改 正)

(補助金の返還)

第 1 3 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取消したときは、空家解体撤去補助金返還請求書(様式第 1 2 号)により、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を請求するものとする。

(平 2 9 告 示 1 7 7 ・ 一 部 改 正)

(その他)

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(平 3 0 告 示 2 3 0 ・ 旧 附 則 ・ 一 部 改 正)

(令 和 9 年 3 月 3 1 日 までの 特 例)

- 2 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間において第 7 条の規定による補助金の交付の決定を受けた者については、第 5 条中「3 分の 1」とあるのは「2 分の 1」と、「3 0 万円」とあるのは「5 0 万円」とする。

(平 3 0 告 示 2 3 0 ・ 追 加、令 3 告 示 1 8 7 ・ 令 6 告 示 1 3 6 ・ 一 部 改 正)

附 則 (平成 2 9 年 告 示 第 1 7 7 号)

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 告 示 第 2 3 0 号)

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 告 示 第 1 8 7 号)

この告示は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 告 示 第 1 4 2 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 告 示 第 1 3 6 号)

この告示は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住所
氏名
電話番号

空家調査申込書

笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、空き家調査申込書を提出します。

記

建物の所在地	笠間市
建物の規模	地上 階建て 延床面積 m ²
調査実施希望日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
土地及び建物への 立ち入りについて	土地及び建物への立ち入りについて承諾します。 土地所有者 住 所 氏 名 ⑩ 建物所有者 住 所 氏 名 ⑩
添付書類等	☐ 位置図 ☐ 配置図 ☐ 現況写真 ☐ その他（ ）

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長 印

空家調査結果報告書

年 月 日付けで申請のあった空家調査申込書につきまして調査した結果を下記のとおり報告いたします。

記

建物の所在地	笠間市
建物の規模	地上 階建て 延床面積 m ²
調査実施日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
調査結果	☐ 補助対象の空家に該当します。 ☐ 補助対象の空家に該当しません。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

空家解体撤去補助金交付申請書

笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき，関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

建物の所在地	笠間市
補助対象工事予定	着工 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類等	☐ 登記事項証明書（土地及び建物） ☐ 補助対象工事見積書 ☐ 空家調査結果報告書（写） ☐ 市税の完納証明書 ☐ その他（ ）

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長



空家解体撤去補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笠間市空家解体撤去補助金の交付については、下記のとおり決定したので、笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 笠間市補助金等交付規則及び笠間市空家解体撤去補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
 - (3) 補助対象工事を完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は当該交付決定の日が属する会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、必要書類を添付のうえ補助対象工事完了届（様式第8号）を市長に提出すること。
 - (4) 補助対象工事を取り止めるときは、速やかに補助対象工事取り止め届（様式第7号）を市長に提出すること。
 - (5) 補助金の交付の決定を受けた事項を変更しようとするときは、空家解体撤去補助金交付申請事項変更届（様式第5号）を市長に提出すること。
 - (6) 決定した補助金の額は、実際に要した解体撤去工事に係る経費の額に基づき市長が確定する。
 - (7) 不正な手段により補助金の交付の決定若しくは補助金の交付を受けたとき又は要綱の条件に違反したときは、市長は、補助金の交付の決定を取り消す。
 - (8) 補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に交付された補助金があるときは、市長の返還請求に従い、補助金を返還すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

空家解体撤去補助金交付申請事項変更届

笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき，下記の
とおり届け出ます。

記

建物の所在地	笠間市
交付決定	第 号 年 月 日
変更理由	
変更内容	

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長 

変更承認通知書

年 月 日付けで届出のあった空家解体撤去補助金交付申請事項変更届については、下記のとおり変更を承認したので、通知します。

記

建物の所在地	笠間市
変更内容	
その他	

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助対象工事取り止め届

笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき，下記のとおり
届け出ます。

記

建物の所在地	笠間市
交付決定	第 号 年 月 日
取り止め理由	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助対象工事完了届

笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき，関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

建物の所在地	笠間市
工事完了日	完了 年 月 日
添付書類等	☐ 位置図 ☐ 工事完了写真 ☐ 補助対象工事契約書 ☐ 補助対象工事領収書 ☐ その他

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長



空家解体撤去補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了届のあった補助金については、下記のとおり確定したので、笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

空家解体撤去補助金交付請求書

笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき，関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

建物の所在地	笠間市									
請求金額	円									
振替口座	金融機関	銀行・信金・信組 農協・労金 支店								
	(フリガナ)									
	口座名義									
	口座種別及び 口座番号	普通・当座								号

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長 

空家解体撤去補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした補助金について，笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき，下記の理由により交付の決定を取り消します。

記

建物の所在地	笠間市
交付決定	第 号 年 月 日
取消理由	

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

笠間市長 印

空家解体撤去補助金返還請求書

年 月 日付けで交付決定をした補助金について、笠間市空家解体撤去補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、下記の理由により補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還の期限 年 月 日まで
- 3 返還の方法 別紙返納通知書による。

補助年度	年度	交付決定日 及び番号	年 月 日 第 号
補助金交付確定額	円		
補助金の既交付額	年 月 日	交付	円
返還事由			

様式第1号（第6条関係）

（平29告示177・令3告示187・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平29告示177・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平29告示177・令3告示187・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（平29告示177・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（平29告示177・令3告示187・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（平29告示177・一部改正）

様式第7号（第9条関係）

（平29告示177・令3告示187・一部改正）

様式第8号（第10条関係）

（平29告示177・令3告示187・一部改正）

様式第9号（第10条関係）

（平29告示177・一部改正）

様式第10号（第11条関係）

（平29告示177・令3告示187・一部改正）

様式第11号（第12条関係）

（平29告示177・一部改正）

様式第12号（第13条関係）

（平29告示177・一部改正）